



## 時効（２） 中断事由

弁護士 青木 一 雄

進行している時効をストップする方法について説明します。時効をストップすることのできる事情を中断事由といいます。民法はこの中断事由とし次のことをあげています。

1. 請求
2. 差押え、仮差押又は仮処分
3. 承認

1. 請求には、裁判上の請求としての訴訟、支払督促、和解及び調停の申立て、破産手続参加があります。これらの請求は裁判所が関与するものです。

裁判所が関与しない請求として催告があります。催告は私的に支払いを請求することで、支払いの請求書を送ることがこれにあたります。貸金等が時効にかかりそうな場合、請求書を送れば時効を中断することができます。

一般的には、時効の中断を確実にするため、内容証明郵便等により請求をします。この私的な請求について注意しなければならないのは、この請求書を出したあと6ヵ月以内に訴訟など裁判所の関与する手続をとらなければならないことです。請求書を出して6ヵ月以内にさらに請求書を出しても、そのあとの請求書には時効の中断の効力はありません。請求書を出し続けていれば、時効が中断すると誤解している人も多いため、注意が必要です。

2. 差押えは公正証書等がある場合の時効の中断方法です。仮差押、仮処分は、裁判所の手続により財産の保全をはかるものですが、保証金がかかります。時効中断のためだけにこの手続を利用することは多くありません。

3. 承認 時効中断の方法として、最も確実に有効な方法です。次の方法が承認と認められます。

- ①債務者に借金が残っていることを書いてもらう
  - ②債務の一部を弁済してもらう
  - ③利息を支払ってもらう
  - ④債務者に支払猶予の延期証を差しいれてもらう
- などがあります。

4. 時効期間が過ぎて時効が成立したあとの債務の承認

時効利益の放棄となるものです。借金について時効が成立したあと、その時効を主張することなしに一部の弁済をすると時効の利益を放棄したとみなされ、消滅した借金を返済しなければならなくなります。借金して長い期間返済を怠っていたとき、貸金の業者から少しでもよいから払ってほしいと言われて千円でも支払うと、時効にかかっていた数百万円の借金が復活することもあります。これを狙ってくる貸金業者もいますので、債務の一部でも支払う場合には検討が必要です。